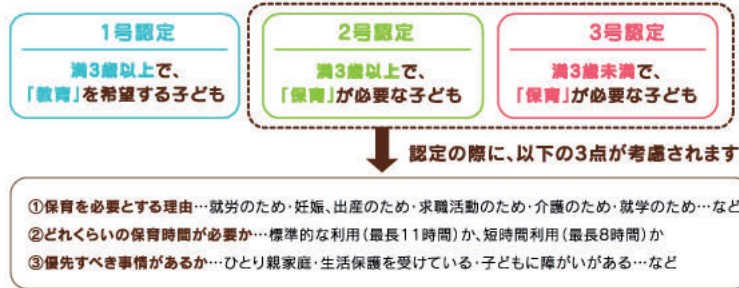


## 何かわかるの？①



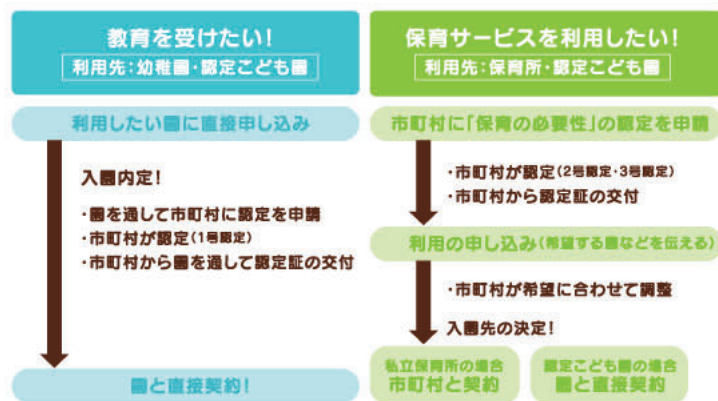
子どもを預けるには、市町村の認定を受ける必要があります



## なぜ変わるの？

保育・教育を必要とする人全員にサービスを提供するための取り組みです。保育認定の基準を全国で統一し、市町村が地域の保育・教育のニーズを把握することで、それに対応した「事業計画」の策定に取り組んでいきます。パート勤務や育休中の保育利用も可能になりました。

## 認定の方法



\*子ども・子育て支援新制度による変更のない私立幼稚園は従来通りです。

## 何かわかるの？②



様々なニーズに合わせて…保育・教育の場が充実していきます

### 幼稚園【幼児期の教育を行う学校】

■年齢: 3歳～就学前 ■利用者: 制限なし

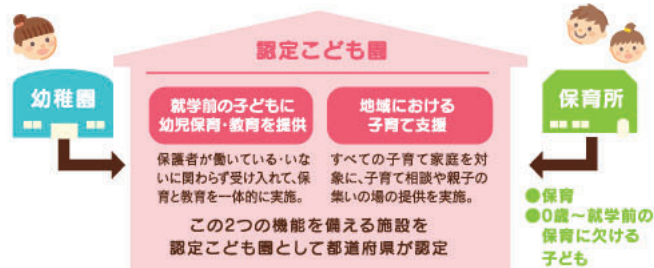
### 保育所【家で保育のできない保護者に代わって保育する施設】

■年齢: 0歳～就学前 ■利用者: 家庭で保育ができない子ども

今までの子ども施設は上記2つが主でしたが、平成18年10月から新たに「認定こども園」が誕生しました。

### 「認定こども園」…ってなに？

就学前の保育・教育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みです。



### 認定こども園の種類

**幼保連携型** 認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

**幼稚園型** 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

**保育所型** 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

**地方裁量型** 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ